

別表（特例標準例）

事由		代表的な事例	免職	停職	減給	戒告
1 わいせつ行為 セクシュアル・ハラスメント等	(1)わいせつ行為等	ア 児童生徒に対してわいせつな行為をした	○			
		イ 児童生徒以外の者に対してわいせつな行為をした	○	○		
	(2)セクシュアル・ハラスメント	ア 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントをした	○	○	○	
		イ 児童生徒以外に対して繰り返しセクシュアル・ハラスメントをした	○	○	○	
		ウ 児童生徒以外に対してセクシュアル・ハラスメントをした			○	○
	※ 上司等の立場を利用してセクシュアル・ハラスメントを行った場合、結果が重大であった場合等には量定を加重する。					
	(注) 学校におけるセクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる性的言動を行い、そのことで教職員が仕事をする上や児童生徒が学業を遂行する上において、一定の不利益を与えたる、就業環境や就学環境を悪化させることをいう。					
	ア 児童生徒に体罰を行い負傷させた		○	○	○	
	イ 児童生徒に体罰を行ったが負傷には至らなかった			○	○	
	ウ 児童生徒間のいじめに対し適切な対応がなされなかった					○
2 体罰等	※ 体罰の態様が特に悪質な場合、常習的に行った場合、結果が重大であった場合等は量定を加重する。					
	※ 侮蔑的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な指導については、体罰に準じて扱う。					
	※ いじめに関する一連の措置は、児童生徒に被害を生じさせないために必要不可欠な職務上の義務であり、その義務懈怠の結果が重大であった場合は、量定を加重する。					